

(別表2)

配 分 基 準 表

1 成果目標ポイント

成果目標として設定した項目について、設定した目標に応じて加点するものとする。

(1) 経営面積の拡大

成果目標に経営面積の拡大を設定している者にあっては、ア及びイにより加点するものとする。

ア 経営面積の拡大面積

| 施設園芸作 | 現状以上 | 15a 以上 | 18a 以上 | 21a 以上 | 24a 以上 | 27a 以上 | 30a 以上 |
|-------|------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 果樹作 | 現状以上 | 25a 以上 | 30a 以上 | 35a 以上 | 40a 以上 | 45a 以上 | 50a 以上 |
| 土地利用型 | 現状以上 | 75a 以上 | 100a 以上 | 125a 以上 | 150a 以上 | 175a 以上 | 200a 以上 |
| 上記以外 | 現状以上 | 25a 以上 | 30a 以上 | 35a 以上 | 40a 以上 | 45a 以上 | 50a 以上 |
| 点数 | 6 点 | 10 点 | 12 点 | 14 点 | 16 点 | 18 点 | 20 点 |

イ 経営面積の拡大率

| | | | | | | |
|----|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 現状以上 | 30%以上 | 33%以上 | 36%以上 | 40%以上 | 45%以上 |
| 点数 | 10点 | 12点 | 14点 | 16点 | 18点 | 20点 |

(2) 付加価値額の拡大

成果目標に付加価値額の拡大を設定している者にあっては、ア及びイにより加点するものとする。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、ア及びイの合計点数が20点未満の場合は採択しないものとする。

ア 付加価値額の拡大率

| | | | | | | |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 10%以上 | 15%以上 | 20%以上 | 25%以上 | 30%以上 | 35%以上 |
| 点数 | 10 点 | 12 点 | 14 点 | 16 点 | 18 点 | 20 点 |

イ 付加価値額の拡大額

| | | | | | | | |
|--|------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|
| | 現状以上 | 15万円 以上 | 25万円 以上 | 75万円 以上 | 125万円 以上 | 175万円 以上 | 250万円 以上 |
|--|------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|

| | | | | | | | |
|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 点数 | 6点 | 10点 | 12点 | 14点 | 16点 | 18点 | 20点 |
|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|

(3) 労働生産性の向上

成果目標に労働生産性の向上を設定している者にあっては、(ア)及び(イ)により加点するものとする。

ただし、以下のア及びイの要件をいずれも満たす場合は、(ア)について20点を適用するものとする。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、(ア)及び(イ)の合計点数が20点未満又は(イ)における付加価値額が現状未満の場合は、採択しないものとする。

ア 交付対象者が、農業の生産性の向上等を図るスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号）に基づき、生産方式の革新実施計画（同法第7条第1項に定める生産方式革新実施計画をいう。以下同じ。）の認定を受けていること。

イ 本事業により導入等を予定している全ての機械・施設が、当該計画のスマート農業技術（計画の別記様式第2号4（4）Bの欄）又は新たな生産の方式（計画の別記様式第2号4（4）Cの欄）と一致すること。

(ア) 労働生産性の向上

| | | | | | | |
|----|------|------|------|------|-------|-----------------------------|
| | 3%以上 | 5%以上 | 7%以上 | 9%以上 | 11%以上 | 13%以上 又はア及びイの要件をいずれも満たす者 |
| 点数 | 10点 | 12点 | 14点 | 16点 | 18点 | 20点 |

(イ) 付加価値額の拡大額

| | | | | | | | |
|----|------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|
| | 現状以上 | 15万円以上 | 25万円以上 | 75万円以上 | 125万円以上 | 175万円以上 | 250万円以上 |
| 点数 | 6点 | 10点 | 12点 | 14点 | 16点 | 18点 | 20点 |

2 取組内容ポイント

助成対象者の取組内容に応じて加点するものとする。

| 項目 | 配点の基準 | 点数 |
|---|---|----|
| ①研修 | ア 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修をおおむね1年以上（おおむね1,200時間以上）受けている | 1 |
| | イ 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修をおおむね1年以上（おおむね1,200時間以上）受けている | 2 |
| | ウ ア及びイに加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている | 3 |
| ②サポート体制 | ア 地域サポート計画が策定されている | 1 |
| | イ アに加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている | 2 |
| | ウ イに加え、アの地域サポート計画の支援分野の全て ^{※1} について、担当機関・部署が明確になっている | 3 |
| ③経営管理の合理化 | ア 農作業の記録（施肥量、農薬散布量、作業時間等）を毎日つける | 1 |
| | イ アに加え、GAP認証等を取得する ^{※2} | 3 |
| ④法人化 | ア 目標年度までに農業経営を法人化する | 3 |
| | イ 法人化している又は事業実施年度内に法人化する | 5 |
| ⑤家族経営協定を書面で締結している ^{※3} | | 1 |
| ⑥農業版事業継続計画（BCP）を策定している | | 1 |
| ⑦データを活用した農業を実践する | | 2 |
| ⑧みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける | | 2 |
| 合計（最大） | | 20 |

※1 支援分野は「技術・経営指導」、「農地確保支援」、「農業用機械・施設等の確保支援」、「資金相談」、「農業者による指導」、「販路支援」、「生活に係る支援（住居、子育て等）」、「事務局・全体調整」。

※2 JGAP、ASIAGAP若しくはGLOBALG. A. P. の認証を取得し、又は国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAPのうち、自治体等が農業者の都道府県GAPへの取組状況を審査する仕組みを有しているものについて、当該審査に合格したものも含まれるものとする。

※3 法人の場合は就業規則等、一人で農業経営する場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている場合に同協定を定めているものとみなす。